

選択動機から見た日本の非法律婚カップル

善 積 京 子

Nonmarital Couples in Japan :

An Analysis of Reasons for Lifestyle Choice

Kyoko YOSHIKUMI

はじめに

近年ようやく、「ライフスタイルの多様化」という用語が新聞などでも見られるようになってきたが、しかし日本では、法律婚家族が正常とされ、婚姻届を出さない非法律婚カップルの生き方は逸脱視され、しばしば不当に扱われたりしている。研究の分野にもその事が反映され、非法律婚のライフスタイルの調査研究はほとんどされず、非法律婚カップルの実態は捉えられていない。一方、アメリカやヨーロッパでは、非法律婚の生き方は多様なライフスタイルの一つとして認められ、さまざまな調査研究が意欲的に行なわれている。

筆者が属する家族ライフスタイル研究会では、文部省の科学研究費補助金の重点領域研究「高度技術社会のパースペクティブ」の一つの研究班として、「非婚カップル調査¹⁾²⁾」を行なった。この研究における我々の基本的仮説は、「高度技術社会においては、個人と家族との関係が多様化し、家庭生活が個人にとって制度的・規範的・拘束的存在から個人の主体的選択の一つとなり、画一的な核家族モデルから多様な家族モデルに家族規範が変化するだろう」というもので、多様な家族形態の一つとして非法律婚カップルを調査した。本論文はこの「非婚カップル調査」のデータをもとに分析をしたものである。

1 作業仮説と分析枠組み

本論文の課題は、非法律婚ライフスタイルの選択動機に焦点をあて、非法律婚ライフスタイルの選択動機が、個人の属性や価値観にどのように影響されているか、また非法律婚ライフ

選択動機から見た日本の非法律婚カップル

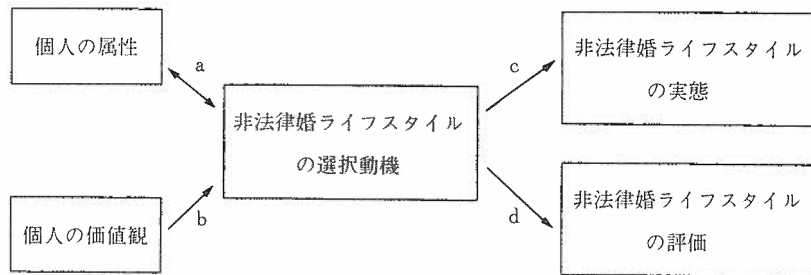


図1 分析枠組み

スタイルの実態や現在のライフスタイルの評価に影響を与えているかを検討することにある。作業仮説と分析枠組みは以下と通りである。

- a 非法律婚のライフスタイルの選択動機の内容は個人の属性と関連している。
- b 個人の価値観は、非法律婚ライフスタイルの選択動機の内容に影響する。
- c 非法律婚ライフスタイルの選択動機の内容は、非法律婚ライフスタイルの実態に影響する。
- d 非法律婚ライフスタイルの選択動機の内容は、現在の非法律婚ライフスタイルの評価に影響する。

仮説の検討作業に入る前に、「非婚カップル調査」の概要と調査回答者の属性の特徴を見ておこう。

2 調査概要と回答者の属性特徴

本調査の対象者は、婚外子差別廃止や夫婦別姓をすすめる運動に関わっている団体を通じて、そのメンバーや知人など、全国から対象者を募集した。応募してくれた協力者に対して調査票を郵送し回収した。合計16団体から、組織として協力が得られた。調査実施は、1992年11月初旬から1993年2月末までで、489組の調査依頼件数に対し、有効回収数は女性319票、男性300票であり、カップルとして299組で、回収率は61.1%であった。なお、今回の調査は、対象者を住民台帳などから無作為に抽出したものでなく、サンプルに偏りがあり、この調査結果は日本における非法律婚カップルの全体的特徴を捉えるものでないことをあらかじめお断りしておく。

調査回答者の属性をみると、年齢では、「25歳未満」が女性2.5%、男性0.7%、「25歳から34歳まで」が女性50.8%、男性44.4%、「35歳から44歳まで」が女性39.8%、46.0%、「45歳

以上」が女性 6.9%, 男性 9.3% であり, 25 歳から 44 歳までの年齢層が 9 割を占めている。

最終学歴については, 「中学校」が女性 0.6%, 男性 1.3%, 「高校」が女性 11.9%, 男性 16.7%, 「短大・高専」が女性 10.0%, 男性 1.7%, 「大学・大学院」が女性 72.2%, 男性 73.3% であり, 男女ともに「大学卒・大学院終了」が 7 割以上を占め, 学歴は非常に高い。

現在の職業をみると, 「専門職 (教員・医師・弁護士・著述業など)」は女性 30.7%, 男性 26.0%, 「民間企業 (法人・商店を含む) に勤務」は女性 18.6%, 男性 29.8%, 「公務員」は女性 15.7%, 男性 18.7%, 「自営業主 (農家・小売店主)・家族従業者」は女性 4.1%, 男性 7.3%, 「自由業 (フリーライターなど)」は女性 4.7%, 男性 4.0%, 「パートタイム・アルバイト・フリーター」が女性 10.3%, 男性 3.3%, 「無職」は女性 8.2%, 男性 2.0% となっている。常勤職の女性が多く, 法律婚の妻よりも「パートタイム・アルバイト・フリーター」や「無職」の割合がきわめて低い。

自分自身の年収 (税込み) では, 「100 万円未満」が女性 8.8%, 男性 4.7%, 「100 万円から 200 万円未満」が女性 14.1%, 男性 7.0%, 「200 万円から 300 万円未満」が女性 10.7%, 男性 8.3%, 「300 万円から 400 万円未満」が女性 17.6%, 男性 16.3%, 「400 万円から 600 万円未満」が女性 24.4%, 男性 37.8%, 「600 万円から 800 万円未満」が女性 10.3%, 男性 16.3%, 「800 万円から 1,000 万円未満」が女性 3.4%, 男性 4.0%, 「1,000 万円以上」が女性 2.5%, 男性 3.3% で, 「無収入」は女性 6.6%, 男性 1.0% である。もっとも多い層は男女とも「400 万円から 600 万円未満」である。女性では, 600 万円以上ある人が 16.6% もおり, 無収入者を含め 100 万円未満の人は少ない。

以上のことから, 今回の回答者の女性は法律婚の妻に比べて高学歴で経済力がある人が多いことがわかる。

次にパートナーとの同居期間をみると, 「1 年未満」は女性 7.8%, 男性 9.0%, 「1 年以上から 3 年未満」は女性 21.9%, 男性 21.7%, 「3 年以上から 5 年未満」は女性 17.6%, 男性 16.0%, 「5 年以上 10 年未満」は男女とも 28.0%, 「10 年以上 15 年未満」は女性 14.1%, 男性 15.3%, 「15 年以上」は女性 9.1%, 男性 8.7% である。全体的に「5 年以上 10 年未満」がもっとも多く, 「1 年未満」は少ない。

法律婚の経験では, 「経験あり」が, 女性では 30.1%, 男性では 28.7% であった。この「経験あり」の回答者 (女性 96 人, 男性 86 人) には, どのような経験かをたずねたところ, もっとも多かったのは「現在, 戸籍上は離婚 (いわゆるペーパー離婚)」で女性 56.3%, 男性 64.0%, 次が「離婚」で女性 42.7%, 男性 25.6% で, 「現在, 戸籍上は婚姻状態 (つまり別居中)」は女性 2.1%, 男性 12.8%, 「死別」は女性 1.0%, 男性 2.3% であった。

子どもの有無についてみると, 「子どもがいない」割合は女性 41.4%, 男性 41.0% で過半数の者は子どもがいる。そのうち「婚外子がいる」人は女性 41.4%, 男性 41.0% で, 「婚内子が

選択動機から見た日本の非法律婚カップル

いる」は女性 10.0%，男性 9.7% で、「婚外子と婚内子がいる」は女性 2.5%，男性 2.6%，「パートナーの連れ子」が女性 0.3%，男性 0.7% であった。

参加している運動団体をみると、婚外子差別に関する運動団体への参加は女性 32.3%，男性 13.7% で、夫婦別姓に関する運動団体では女性 38.2%，男性 13.0% で、それ以外の運動団体では女性 26.0%，男性 24.7% で、いずれの運動団体にも参加していない人は女性では 21.3%，男性 43.7% で、男性に比べて女性の参加率が高かった。

3 非法律婚のライフスタイルの選択動機と類型

非法律婚のライフスタイルの選択動機 調査票で、婚姻届を出さないでカップルで生活するようになった理由として、それぞれの項目について、「あてはまる」「あてはまらない」のいずれかに、○をつけるように指示したところ、表 1 の結果が得られた。婚姻届を出さない理由として、「夫婦別姓を通すため」「戸籍制度に反対」が女性では 9 割近くを占め、男性でも 6 割以上にのぼり、この 2 項目が男女とも最も大きな選択動機になっている。次に多い項目は、女性

表 1 非法律婚の選択動機

	女性 N=319		男性 N=300		(%)			
	あてはまる		あてはまらない		不 明		合 計	
	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性
A. 性関係はプライベートなことなので、 国に届ける必要を感じないから	70.8	59.7	25.4	35.0	3.8	5.3	100.0	100.0
B. 夫は仕事、妻は家事という性別役割分 担から解放されやすいから	62.1	36.7	34.2	57.0	3.7	6.3	100.0	100.0
C. いつでも一方の意思で関係を解消でき る	21.6	17.0	74.0	77.3	4.4	5.7	100.0	100.0
D. 夫婦別姓を通すため	89.3	64.0	8.2	32.0	2.5	4.0	100.0	100.0
E. 戸籍制度に反対だから	86.8	70.7	10.0	26.0	3.2	3.3	100.0	100.0
F. 法律婚をする前に、結婚生活がうまく いくかどうか試す	2.8	4.7	93.1	90.0	4.1	5.3	100.0	100.0
G. 相手の非婚の生き方の尊重のため	26.0	63.3	68.3	31.0	5.7	5.7	100.0	100.0
H. 経済的な理由から	5.9	4.3	90.0	90.3	4.1	5.4	100.0	100.0
I. 国籍問題のため	2.2	2.3	93.7	92.3	4.1	5.4	100.0	100.0
J. 親が結婚に反対しているから	1.2	1.7	94.7	93.0	4.1	5.3	100.0	100.0
K. 婚姻届を出すと重婚になるため	2.8	2.3	92.8	92.3	4.4	5.4	100.0	100.0
L. 前のパートナーとの間にできた子ども の立場を考慮して	4.1	3.3	90.9	91.7	5.0	5.0	100.0	100.0

男女の有意差の χ^2 検定 ***p < .001 **p < .01 *p < .05

では「性関係はプライベートなことなので、国家に届ける必要を感じない」が7割、「性別役割分担から解放」が6割で、5番目に選ばれている「相手の非婚の生き方を尊重」の項目は26.0%と各段に少ない。ところが一方男性では、「相手の非婚の生き方を尊重」が63.3%と3番目に多くなっている。

6番目に多いのは、男女とも「いつでも一方の意思で関係を解消できる」で、2割前後である。「経済的理由」「結婚がうまくいくか試す」「国籍」「重婚」「前のパートナーとの間にできた子の立場を考慮して」「親の反対」の項目を選んだ人は、男女ともに少なく1割以下であった。

男女の回答で統計的に有意差が認められの項目は、 χ^2 検定で0.1%の有意水準では「性別役割分担から解放」「夫婦別姓を通すため」「戸籍制度に反対」「相手の非婚の生き方を尊重」であり、5%水準では「性関係はプライベートなこと」となっており、一般的に女性の方が、積極的な動機から事実婚を選んでいることが窺える。

調査では回答項目に「その他」を設け、自由に記述できるようにしたが、女性18.5%、男性15.7%の人がそこに記入した。内容としては、自分の婚姻届を出さない理由がAからLまでの項目にないために記入した場合と、選択した項目について補足説明するために記入した場合がある。前者の場合では、「婚姻届を出さないことに特別の理由がない」ことを挙げた人が多く、その他には「家制度や嫁役割からの解放」「カップルとしてでなく個人として生きたい」「パートナーと対等な関係」「婚外子差別をなくす」などがある。後者では、戸籍制度反対の理由や夫婦別姓に至った経過報告とその後の変化についての記述が多い。特に男性からは、パートナーである女性が事実婚を望み、相手の意志を尊重するために事実婚に踏み切ったことについて、多くの記述があった。また、障害者およびそのパートナーから「経済的理由」を挙げた説明がなされている。婚姻届を出していない背景や理由を具体的に捉えられるように、回答者の代表的な“なまの声”を紹介しておこう。

〈特別な理由はない〉

「婚姻届を出さないことに理由はありません。理由が問題となるとすれば、『出す』理由であって、『出さない』理由ではないはずです」(男)

〈プライベートなことを管理されたくない〉

「これはあくまでも2人の生き方の問題であり、誰かに認めてもらう必要を感じない」(男)
「自然に相手と暮らしたいと思っただけで、それを届させる必要は全くない。明かに行政のため、国のためとしか考えられない」(男)

〈パートナーの意見や希望から〉

「法律婚からペーパー離婚をして事実婚になった。私自身は、法律婚や事実婚にだわっていないが、相手の理由を聞き、その生き方を妨げる法律婚を私達2人として選択できなくなったから」(男)

選択動機から見た日本の非法律婚カップル

「結婚時は婚姻届を出したが、3年前、妻の意見に押し切れられ、イヤイヤ離婚届に印を押した」(男)

〈経済的理由〉

「障害者だから生活保護を取っているから」(女)

「相手が地域で生きる障害者であり、自立生活維持のために生活保護をうけており、パートナーの存在は対行政的にマズイ」(男)

「ツレアイが障害をもっており、婚姻届を出すと、さまざまな手当が削られ経済的に苦しくなるため。また、介助が全て配偶者に押しつけられるため、私達は、それぞれのアパートを近くに確保し別居をしている。が、介助のために、ツレアイのところにいる時間が多い。」(男)

〈子どものこと〉

「『連れ子』の姓との関係で」(男)

「相手の子の児童手当や医療制度のため」(女)

〈待婚期間〉

「結婚するつもりにはないが、私は前のパートナーとの離婚が成立してから6カ月たっていないので、法的にも結婚は今できない」(女)

〈「家」制度や嫁としての役割からの解放〉

「妻とか嫁でなく、私自身の生き方を続けていきたくかったので。結婚＝相手(夫)の家の嫁になるのを拒否するため」(女)

「『家』の人間として、『家』に対する義務や位置づけや役割を期待されるのがイヤだった。これが一番の理由だった」(女)

「『家制度』に反対だからです。夫婦同姓を強制する現在の民法は『家制度』を助長する結果を招いています。家制度に縛られたくないので、今は婚姻届を出しません」(女)

「氏が同じだと、一方の両親に親の扶養義務を押しつけられるから」(女)

〈ひとりの個人として生きたい〉

「“カップル”単位でなく、一生、一人の個人として生きたいから、というシンプルな理由からです」(女)

「独りであることが生きることの原点で、また、惚れて一緒に生活したいと思った相手も、一人の人間として出会ったわけで、その『個人』である所を尊重し、尊重されたい」(男)

〈パートナーと対等な関係の追求〉

「対等な関係でありたい。法律に守られるということで、緊張感の欠いた生活はしたくない」(女)

〈婚外子差別や非婚者への連帯〉

「現行の婚姻制度が婚外子に対する差別を生みだしているから」(男)

「非婚でがんばっている女たちを裏切りたくないという気持ちから」(女)

〈戸籍制度への反対〉

「同居を始めた時期に、在日外国人の指紋押捺問題が社会問題化していた。押捺拒否運動として、1 国家による住民・民衆管理・支配のシステムに怒りを覚えた。2 そのシステムの中で内で在日外国人に対して、より差別的立場に立つことに納得できなかった。」(男)

「私の場合の最大の理由はE。戸籍制度の容認は天皇制を認めることと考えるからです。また、『夫婦別姓』という考えには、そのへんの問題が欠落しているように考えるので、私の場合は夫婦別姓とい

うのではなく、『婚姻でない』関係と位置づけています」(女)

「部落差別、在日朝鮮人差別の根幹が、戸籍制度にあると思っている」(女)

「夫婦、親子、兄弟等の家族関係をまとめて、国に登録されることに疑問があり、(婚姻届は)必要なく、個々人が生活基盤をもつ行政に届けることでよい」(男)

〈別 姓〉

「職場で通称使用が認められなかったため」(女)

「自分が長女、相手が長男ということで、後継者、墓、姓の存続の問題もあった」

「最初は別姓(通称使用)が職場で認められず、ペーパー離婚を考えた。勉強していくうちに戸籍制度に疑問を持ちはじめた。事実婚への移行後は、国に支配されないすがすがしさを感じている」(女)

「最初のきっかけは、あるカップルとの出会い。問いかけられるうちに、当然の様に多くは男性の姓になるという事が差別を作り、様々な問題をそこから感じました。僕が女の立場なら耐えられないし、また、“男”として求められた多くの事に苦しみ自己否定してきた自分に気がついたので」(男)

非法律婚の類型と動機別ケース群 次に、前述した作業仮説の検討作業に着手するために、非法律婚の動機の違いによりケースのグループ化を試みた。法的に婚姻届を出さない動機について、①非法律婚当事者が自らの意志として積極的に選んでいるのか、受け身的・受動的に選んでいるのかという次元と、②選択動機の対象領域が制度的な要因か、パートナーとの関係的要因かという次元から、図2のような、非法律婚のライフスタイルの選択動機の類型が考えられる。つまり、〈I近代的婚姻制度拒否型〉とは、いわゆる近代家族をモデルとした近代

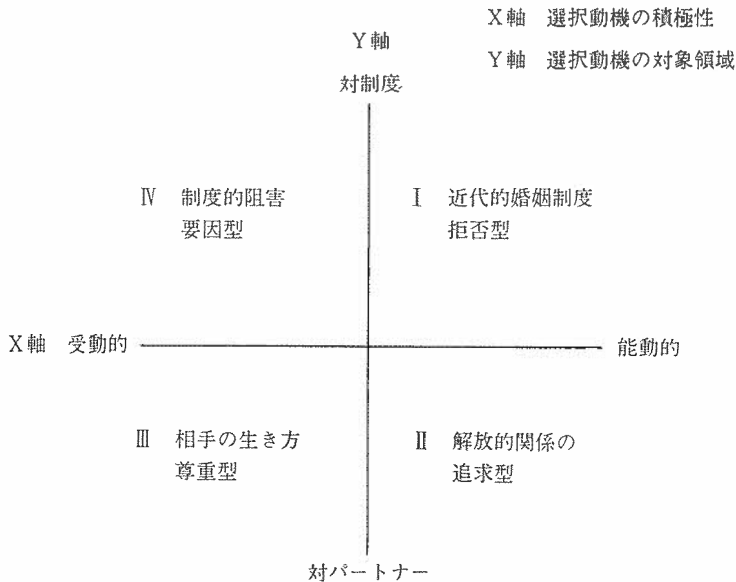


図2 非法律婚の類型

選択動機から見た日本の非法律婚カップル

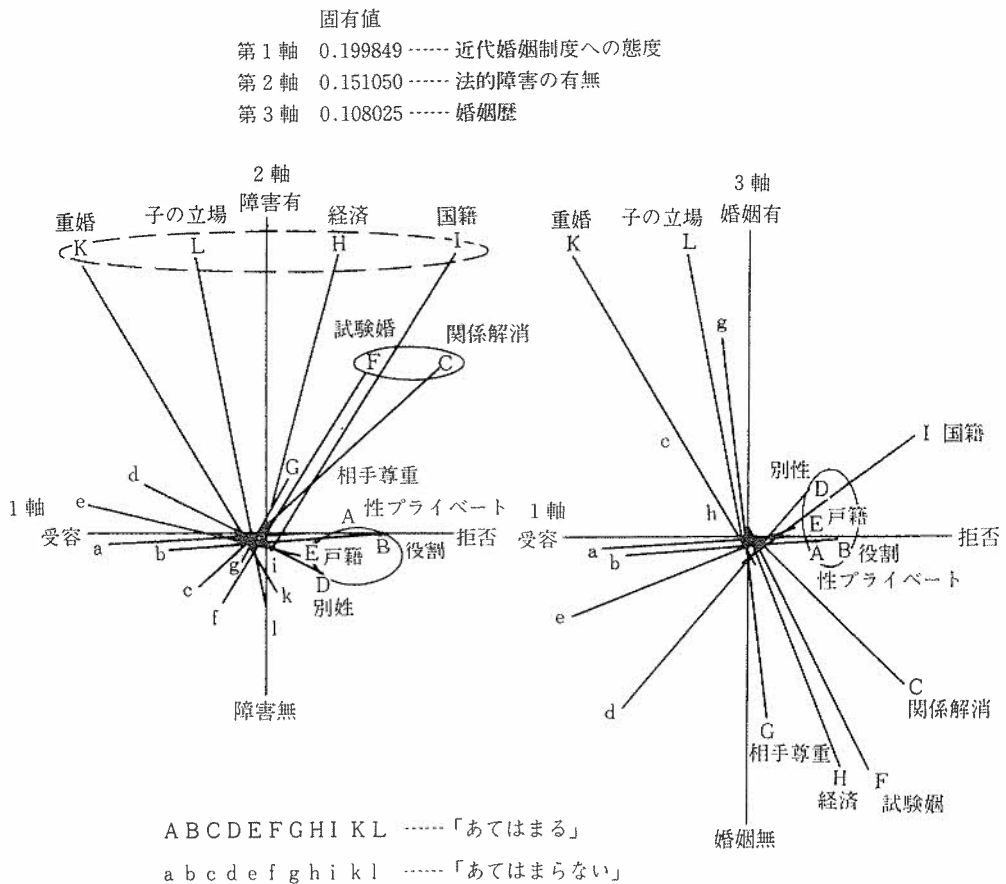


図3 非法律婚の動機項目 HAYASI 3 による分析

婚姻制度に意図的・積極的に反対して婚姻届を出さないケースである。〈Ⅱ解放的関係の追求型〉は、パートナーとの関係をより解放的なものにするために、婚姻届を意図的に出さないケースである。〈Ⅲ相手の生き方尊重型〉は、パートナーが婚姻届を出すことに反対し、そのパートナーの生き方を尊重して、婚姻届を出さないケースである。〈Ⅳ制度的阻害要因型〉は、他の人と法律上結婚しているために婚姻届を出せば重婚になる、婚姻届を出すとさまざまな社会保障制度が受けなくなる、といった制度的要因から婚姻届を出さないケースである。

数量化理論3類と呼ばれる HAYASI 3 で、動機の項目に対するケースの反応パターンに着目して、どの項目のカテゴリーの性質が類似しているかを調べた (図3)。その結果、動機項目の「A 性関係はプライベート」「B 性別役割分業からの解放」「D 夫婦別姓」「E 戸籍制度反対」という4項目が似た反応を示し、2軸に対しては「I 国籍」「H 経済的理由」「L 子の立

《調査の動機項目》	
Ⅰ 近代的婚姻制度拒否型	→ A 「性関係はプライベート」 B 「性別役割分業の解放」 D 「夫婦別姓」 E 「戸籍制度反対」
Ⅱ 解放的関係の追求型	→ C 「一方の意思で関係解消」 F 「結婚生活がうまくいか試す」
Ⅲ 生き方尊重型	→ G 「相手の非婚の生き方を尊重」
Ⅳ 制度的阻害要因型	→ I 「国籍の問題」 H 「経済的な理由」 L 「子の立場を考慮」 K 「婚姻届を出す」と重婚

図4 非法律婚動機の類型と調査項目との関連

場」³⁾「K 重婚」が、似たような反応を示していた。そこで、図4のように、非法律婚の類型に、非法律婚の動機の調査項目を対応させ、調査ケースを、それぞれの型の項目に関して「あてはまる」と回答した該当ケースと、「あてはまる」としなかった非該当ケースに区別してみた。図5は、それぞれの該当ケースの数とその重なりを示したものである。

これを見るとわかるように、〈Ⅰ近代的婚姻制度拒否型〉の項目を1つでも選んだケースは破線の円で示されているが573 ケースもあり、回答者の大半がこれに属している。それは、今回の調査方法は婚姻届を出していないカップル全てを対象にしてサンプルを抽出したものではなく、婚外子差別廃止や夫婦別姓の運動団体に属している人やその知人が母集団になっているからである。つまり、婚姻法や婚姻という制度を問題にし、自ら能動的に選んでいる人たちが、すなわち〈Ⅰ近代的婚姻制度拒否型〉の人たちが、調査の主な対象者として選ばれているからである。そこで〈Ⅰ近代的婚姻制度拒否型〉のケースの特徴をより鮮明にするために、この項目を3つ以上選んだケースでくくると、実線の円のように385 ケースとなり、これをここでは近代的婚姻制度拒否ケース群と呼ぶことにする。

次に〈Ⅱ解放的関係の追求型〉の項目としてある「一方の意思で関係を解消」「結婚生活がうまくいか試す」のいずれかの項目を選んだケースは134 であり、これを解放的関係の追求ケース群と呼ぶ。〈Ⅲ相手の生き方尊重型〉の項目である「相手の生き方を尊重」の該当ケースの273 を相手の生き方尊重ケース群とし、〈Ⅳ制度的阻害要因型〉の項目である「国籍の問題」「経済的な理由」「子の立場を考慮」「重婚」のいずれかにあてはまる68 ケースを制度的阻害要因ケース群とする。

図6は、それぞれの動機別の該当ケース群の男女別割合を示したものである。3点以上の近代的婚姻制度拒否ケース群では男性48.0% に対し女性の割合が75.6% と高く、一方、相手の

選択動機から見た日本の非法律婚カップル

近代的婚姻制度拒否得点1～4のケース 573

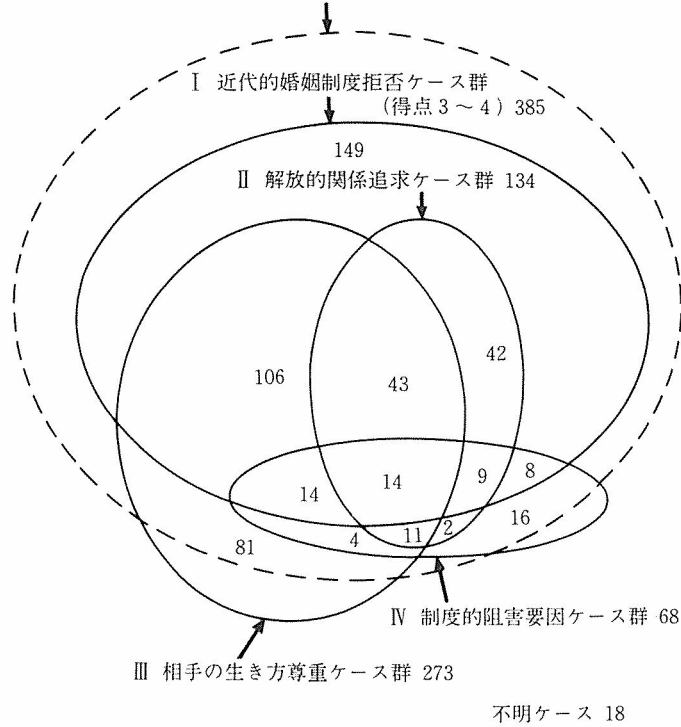


図5 非法律婚の動機別ケース群

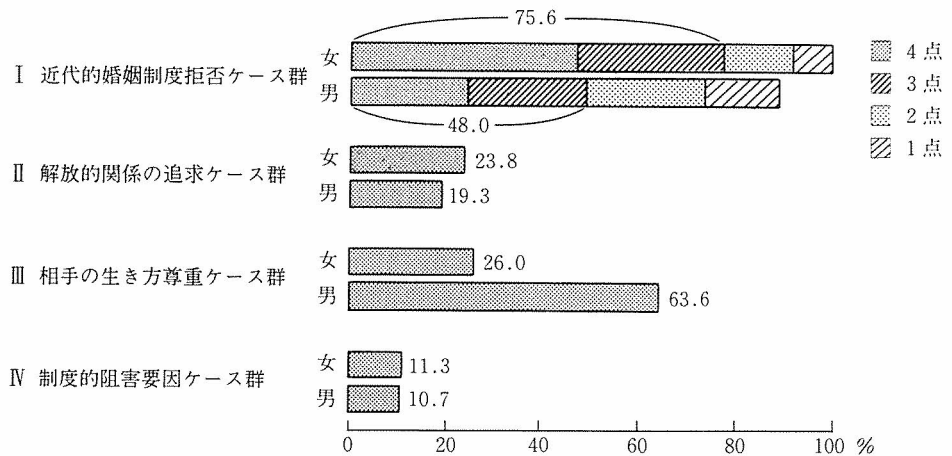


図6 非法律婚の動機別ケース群 男女別割合

生き方尊重ケース群では女性 26.0% に対して男性が 63.6% と多くなっている。

筆者は、非法律婚の動機の類型として4つの型を考えていたが、現実には、ほとんどの当事者たちは、近代的婚姻制度拒否の項目だけでなく、複数の動機から非法律婚を選んでおり、円が重なっている。したがって、今回の動機の項目から、回答者を類型としてパターンに分類し、それぞれの特徴を明かにすることは困難であることがわかった。そこで次善の策として、それぞれの型についての該当ケース群（つまり「該当ケース群」とは前述の近代的婚姻制度拒否ケース群、解放的関係の追求ケース群、相手の生き方尊重ケース群、制度的阻害要因ケース群のそれぞれを指している）と非該当ケース群に分け、その間で統計的に有意差があるかどうかを調べることで、非法律婚の動機の内容により個人属性、価値観、生活実態、現在のライフスタイルへの評価に違いがあるかを検討することにした。

4 非法律婚の動機別ケース群の特徴

個人属性 まず最初に、年齢・学歴・職業・収入・同居年数によって、非法律婚の動機の各々の該当ケース群と非該当ケース群の間で統計的な有意差があるかを χ^2 検定で調べた。学歴について、〈制度的阻害要因〉の該当ケース群では非該当ケース群に比べて中・高校卒が多く、男女ともに有意差（ $p < .001$ ）がみられた。また、〈制度的阻害要因〉の男性の該当ケース

表2 非法律婚の動機別ケース群と子ども・法律婚・運動団体との関連

		近代的婚姻制度拒否				解放的関係の追求				相手の生き方尊重				制度的阻害要因			
		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性	
		該	非	該	非	該	非	該	非	該	非	該	非	該	非	該	非
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
子の有無	婚外子	45.6	41.0	53.5	35.9	53.9	41.6	51.7	42.6	55.4	39.4	44.7	43.0	50.0	43.8	56.9	42.9
	婚内子	11.2	5.1	4.2	14.7	11.8	9.1	8.6	9.9	3.6	11.9	8.9	8.6	25.0	7.8	12.5	9.3
	なし	53.8	53.8	42.4	49.4	34.2	49.4	39.7	47.5	41.0	48.6	48.4	48.4	25.0	48.4	31.3	47.8
法律婚経験あり		29.1	20.9	16.7	39.7	26.7	31.3	30.6	20.7	22.9	32.6	26.8	30.1	47.2	27.9	28.0	43.4
婚外子差別の運動団体に所属		35.3	23.1	24.3	3.8	36.8	30.9	17.2	12.8	33.7	32.1	13.2	11.8	36.1	31.8	18.8	13.1
夫婦別姓の運動団体に所属		37.8	39.7	19.4	7.1	23.7	42.8	13.8	12.8	31.3	41.9	12.6	15.1	25.0	39.9	12.5	13.1
その他の運動団体に所属		27.8	20.5	33.3	16.7	38.2	22.2	27.6	24.0	36.1	21.6	23.2	28.0	33.3	25.1	25.0	24.6
運動団体に所属なし		17.8	32.1	26.4	73.6	22.4	21.0	37.9	45.0	27.7	18.8	45.8	38.7	22.2	21.2	21.9	46.3

該当ケース群と非該当ケース群との有意差 χ^2 検定 *** $p < .001$ ** $p < .01$ * $p < .05$

群では非該当ケース群に比べて収入が低く、有意差 ($p < .05$) があった。それ以外の項目では有意差はみられなかった。

表2は、婚外子の有無・法律婚の経験・参加運動団体について、非法律婚の動機の各々の該当ケース群と非該当ケース群に分けて、あてはまる割合と χ^2 検定の結果を示したものである。子どもについてみると、〈近代的婚姻制度拒否〉の男性の該当ケース群は非該当ケース群に比べて婚外子がいる人が多く、婚内子は少ない。逆に〈制度的阻害要因〉の女性の該当ケース群では婚内子のいる人が多くなっている。また、〈解放的関係の追求〉や〈相手の生き方尊重〉の女性の該当ケース群では、婚外子をいる人が多くなっている。

法律婚の経験については、〈近代的婚姻制度拒否〉の男性該当ケース群で非該当ケース群に比べて、法律婚の経験のない人が多く、逆に〈制度的阻害要因〉の女性該当ケース群では法律婚の経験がある人が多かった。

運動団体の所属をみると、〈近代的婚姻制度拒否〉の男性該当ケース群で所属者が多く、また〈解放的関係の追求〉の女性該当ケース群では、夫婦別姓の運動組織への所属は少なく、その他の運動への所属が多くなっている。

個人の価値観 本調査では、個人の価値観を〈私事志向〉〈個別志向〉〈男女平等志向〉〈個人優先志向〉という4つの指標から測定した。まず最初に全体的傾向を概観すると、表3のように、私事志向を測るものとして設定した「自分だけの場所や時間」と「家族は、家族外から

表3 個人の価値観

	女性 N=319		男性 N=300		(%)	
	賛 女 性	成 男 性	どちらでもない 女 性 男 性	反 女 性 男 性	不 明 女 性 男 性	合 計 女 性 男 性
A. 家族は、家族外から干渉されるべきでない	65.5	59.6	29.5 32.0	3.1 5.7	1.9 2.7	100.0 100.0
B. 家族の間でも自分だけの場所や時間が確保されなすべきだ	92.2	88.7	6.3 10.3	0.3 0	1.2 1.0	100.0 100.0
C. 家族がみんな揃っているときでも、別々に食事をしてかまわない	20.7	19.3	33.9 35.0	43.9 44.3	1.5 1.4	100.0 100.0
D. 家族全員のレジャーよりも、個別のスケジュールを優先してもかまわない	32.3	29.7	54.9 52.3	11.3 16.3	1.5 1.7	100.0 100.0
E. 夫婦で意見が違った場合、夫の意見を優先した方がよい	0.3	2.3	13.5 27.0	85.6 69.3	0.6 1.4	100.0 100.0 ***
F. 育児休暇は、夫婦で半々に取るほうがよい	66.1	57.0	30.4 34.7	0.9 5.3	2.6 3.0	100.0 100.0 *
G. 個人と家族の利害が対立した時、個人の意見を優先してよい	32.9	32.7	61.1 53.7	3.4 9.3	2.6 4.3	100.0 100.0 *
H. 他の人と違って、自分自身が納得できる生き方をすべきだ	96.2	91.7	2.5 6.3	0 0	1.3 2.0	100.0 100.0

男女の有意差の χ^2 検定 *** $p < .001$ ** $p < .01$ * $p < .05$

干渉されるべきでない」については、男女ともに賛成者が多く、前者の「自分だけの場所や時間」の賛成者は9割を占め、反対者は1%以下である。個別志向の尺度として設けた「家族がみんな揃っているときでも、別々に食事をしてもかまわない」「家族全員のレジャーよりも、個別のスケジュールを優先してもかまわない」については、男女ともに意見が分かれ、前者の「別々に食事」では「反対」がもっとも多く、次に「どちらでもない」が多く、「賛成」は2割に留まっている。「個別スケジュール」では「どちらでもない」が5割と最も多く、次が「賛成」がきている。「夫の意見を優先した方がよい」「育児休暇は、夫と妻で半々に取るほうがよい」という男女平等志向の尺度では、男女平等支持者が、特に女性で多く、男女に有意差がみられる。集団と個人が対立した時にどちらを優先するかを測った個人優先志向の尺度では、「個人と家族の利害が対立した時、個人の意見を優先してよい」に対しては「どちらでもない」が多くなっているが、「他人と違って、自分自身が納得できる生き方をすべきだ」では「賛成」が圧倒的に多く、「反対」は男女とも皆無である。この項目については、今回の調査対象者の価値観の特徴がはっきりと出ていると言える。つまり、自分の生き方が周囲の人の生き方と違っていても構わないと価値観のもとに、非法律婚のライフスタイルをしていると言える。

次に、非法律婚動機と個人の価値観の間の関連性を男女別に見たのが表4である。表の数値は、価値観を独立変数とし、それぞれの動機別ケース群を従属変数としたソマーズ係数（変数が順位尺度の時の相関係数）である。 χ^2 検定で動機別該当ケースと非該当ケースとの間に有意差があった項目には*印を付けている。ソマーズ係数の見方であるが、私事化・個別化・男女平等・個人優先の価値への支持がそれぞれの該当ケース群で強いほど、プラスの数値が大きくな

表4 非法律婚動機別ケース群と価値観の間のソマーズ係数

	近代的婚姻制度拒否		解放的関係の追求		相手の生き方尊重		制度的阻害要因	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
A. 家族は、家族外から干渉されるべきでない	. [*] .138	.042	— .019	.020	— .084	.076	— .103	— .002
B. 家族の間でも自分だけの場所や時間が確保されるべきだ	.049	.013	.047	.030	— .036	.052	.075	— .093
C. 家族がみんな揃っているときでも、別々に食事をしてもかまわない	.106	.035	.013	.164	.044	— .044	— .050	— .070
D. 家族全員のレジャーよりも、個別のスケジュールを優先してもかまわない	.039	— .007	. [*] .168	. ^{**} .236	— .069	.032	— .035	.076
E. 夫婦で意見が違った場合、夫の意見を優先した方がよい（逆転項目）	.070	. ^{***} .235	.004	.092	— .083	— .017	— .062	— .113
F. 育児休暇は、夫婦で半々に取るほうがよい	.111	. [*] .132	.072	.016	— .037	— .023	.033	.002
G. 個人と家族の利害が対立した時、個人の意見を優先してよい	.125	.023	. ^{**} .214	. [*] .181	— .071	— .050	.030	.079
H. 他の人と違って、自分自身が納得できる生き方をすべきだ	. ^{**} .169	. [*] .070	.034	.006	— .013	— .030	— .002	.060

該当ケース群と非該当ケース群との有異差 χ^2 検定 ***p < .001 **p < .01 *p < .05

る。換言すると、該当ケース群の方が非該当ケースに比べて、これらの価値観への支持が弱いと、マイナスの数値になる。

〈近代的婚姻制度拒否〉では、該当ケース群は非該当ケース群に比べて、特に男性の場合は男女平等志向が強く、また女性では個人優先志向や「家族は外から干渉されるべきでない」という私事化志向が強い。〈解放的關係追求〉でも、該当ケース群の方が男女ともに「個人の意見優先」「個別のスケジュールを優先」の支持者が多く、対の關係よりも個としての存在が重視されている。〈相手の生き方尊重〉では、全般的にソマーズ係数はマイナスになっており、該当ケース群は非該当ケース群に比べて、私事化・個別化・男女平等・個人優先の価値に否定的で保守的傾向がやや見られるが、 χ^2 検定で統計的有意差は出ていない。〈制度的阻害要因〉でも、マイナスのソマーズ係数がやや多くなっているが、 χ^2 検定での統計的有意差は見られない。

生活の実態 非法律婚のライフスタイルの生活を〈炊事〉〈洗濯〉〈掃除〉〈買い物〉〈子どもの世話〉〈生活費の負担〉〈家計の管理〉についての役割分担から捉えると、全体的傾向は表5のように、〈炊事〉〈洗濯〉〈掃除〉〈買い物〉などの家事に関して、女性の方が男性よりも分担しているカップルは割合として多い。しかしながら、従来の「夫は仕事、妻は家事・育児」という男女の性別役割分業を取らないカップルが4割ほど存在し、「同じぐらい」も2割以上もみられ、さらに男性の方が「分担が多い」ケースが15%以上も占めている。法律婚カップルを対象にした神戸市調査では、「もっぱら女性」が夫婦とも8割以上を占め、「同じぐらい」はわずか2%にすぎない。⁴⁾〈生活費の負担〉では、「もっぱら男性」「男性が多い」を合わせると4割になっているが、「同じぐらい」も4割ほどある。前述の神戸調査では「同じぐらい」は妻8.8%、夫9.6%で少なく、「もっぱら男性」が妻76.4%、夫74.6%と多く、非婚カップル調査の方が女性の〈生活費の負担〉の割合が大きい。〈子どもの世話〉では、「どちらともしない」「不明」が多くなっているが、それは子どものいないカップルが過半数近くを占めていることに

表5 役割分担のしかた

		女性 N=319										男性 N=300				(%)	
		もっぱら男性		男性がやや多い		同じくらい		女性がやや多い		もっぱら女性		どちらともしない		不	明	合	計
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
A.	炊 事	4.1	7.7	9.4	9.0	18.5	22.0	32.0	30.3	35.1	29.3	0.3	0.3	0.6	1.4	100.0	100.0
B.	洗 濯	7.2	10.0	9.7	7.7	22.9	24.0	25.7	25.7	33.2	30.3	0.6	0.7	0.7	1.6	100.0	100.0
C.	掃 除	8.2	9.7	11.9	12.3	24.8	27.3	23.8	25.7	28.8	21.0	1.3	2.0	1.2	2.0	100.0	100.0
D.	買 物	4.7	6.3	7.2	9.0	27.3	32.0	30.4	29.3	28.5	21.0	0.9	0.7	1.0	1.7	100.0	100.0
E.	子どもの世話	0.3	1.3	4.4	4.0	12.5	13.7	22.3	22.3	11.0	8.3	18.8	16.3	30.7	34.1	100.0	100.0
F.	生活費の負担	17.2	17.3	23.5	24.0	40.1	39.0	11.6	10.0	6.0	5.0	0.3	0.3	1.3	4.4	100.0	100.0
G.	家計の管理	4.1	5.0	5.3	6.3	24.8	23.7	10.7	15.7	39.8	33.3	13.8	12.0	1.6	4.0	100.0	100.0

表 6 非法律婚動機別ケース群と役割分担との間のソマーズ係数

	近代的婚姻制度拒否		解放的関係の追求		相手の生き方尊重		制度的阻害要因	
	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性
A. 炊 事	.024	.042	-.110	.016	.064	-.075	-.194	-.086
B. 洗 濯	.017	.106	.044	.168	.030	-.060	-.189	-.017
C. 掃 除	.083	-.014	-.016	.161	-.046	-.050	***	.020
D. 買 物	.030	.123	-.083	.002	.041	-.076	***	-.164
E. 子どもの世話	.174	.152	-.070	.242	-.016	.273	**	-.050
F. 生活費の負担	.075	-.062	-.022	-.099	.013	.011	*	-.177
G. 家計の管理	.149	-.141	-.011	.121	.156	-.009	-.167	.017

該当ケース群と非該当ケース群との有異差 χ^2 検定 ***p < .001 **p < .01 *p < .05

よるものであろう。

今回の非婚カップルの方が法律婚の夫婦を対象にした調査結果に比較して、性別役割の流動化が見られると言える。しかしながら、法律婚をしているデュアル・キャリアのカップルと比較しても、そのことが言えるか、検討の余地が残されている。

次に、非法律婚動機と役割分担との関連性を男女別に見たのが表6である。表の数値は、それぞれの動機別ケース群を独立変数とし、役割分担を従属変数（「不明」だけでなく「どちらもしない」のケースも排除）としたソマーズ係数である。 χ^2 検定で動機別該当ケースと非該当ケースとの間に有意差があった項目には*印を付けている。ソマーズ係数の見方であるが、プラスの数値が大きいほど、それぞれの該当ケース群の方が非該当ケース群に比較して、女性の役割分担が少ないことを意味している。

ソマーズ係数からみると、〈制度的阻害要因〉では男女ともにソマーズ係数がマイナスになっており、該当ケース群は非該当ケース群に比べて女性の役割負担が多く、女性の場合は χ^2 検定でも「掃除」「買物」「子どもの世話」「生活費の負担」において有異差がみられた。〈近代的婚姻制度拒否〉では該当ケース群は非該当ケース群に比べて全般的に女性の家事負担が少ない傾向が読み取れるが、 χ^2 検定での統計的有意差はみられない。〈解放的関係の追求〉の女性や〈相手の生き方尊重〉の男性の場合に多くの項目でソマーズ係数がマイナスになっており、該当ケース群は非該当ケース群に比べて女性の家事負担が多い傾向にあるが、 χ^2 検定での統計的有意差はみられない。

現在のライフスタイルの評価 現在のライフスタイルの評価を非法律婚生活の利点から捉えると、表7のように、「別に利点を感じない」の割合は、女性では5.3%にすぎないが、男性では23.3%もいる。男女差をみた χ^2 検定で統計的有意差が出なかった項目は「性的に拘束されない」「経済的に有利」だけであり、全般的に女性は男性よりも非法律婚の共同生活に多くの利点を見いだしていることがわかる。

次に、非法律婚の動機ケース群別に生活の利点を見たのが表8である。表の数値は、非法律婚の動機別・男女別にそれぞれの利点の項目に○を付けた人の割合を%で示したものである。*は該当ケース群と非該当ケース群との間に χ^2 検定で統計的有意差があったものを示している。

〈近代的婚姻制度拒否〉では、該当ケース群の方が非該当ケース群よりも、男女ともに「役割期待にとらわれないですむ」「ふたりの関係を育てる」「自分らしい生き方ができる」「経済的に依存しないですむ」に利点を多くの人がみいだしている。さらに男性の該当ケース群では、「姓を変えなくてすむ」という利点をあげる人が多く、「別に利点を感じない」人は少ない。

〈解放的関係の追求〉でも、該当ケース群で男女ともに「いつでも関係を解消」「性的に拘束されない」「役割期待にとらわれないですむ」に利点をみいだす人が多く、さらに男性の該当ケース群では「経済的に依存しないですむ」「ふたりの関係を育てる」に利点をあげる人が多い。

〈相手の生き方尊重〉では、該当ケース群と非該当ケース群との間に統計的有意差はいずれを項目においてもみられなかった。

表7 非法律婚の共同生活の利点（複数回答）

	女性 N= 319	男性 N= 300	(%)
	女 性	男 性	
1. 嫌になれば、いつでも関係を解消できる	16.6	9.7	*
2. ふたりの関係を大切に育てることができる	61.4	50.7	**
3. 一夫一婦婚主義の規範にとらわれず、相手から性的に拘束されない	13.5	9.7	
4. 世間の「夫」や「妻」の役割期待にとらわれずにすむ	54.9	37.3	***
5. もっとも自分らしい生き方ができる	60.5	38.0	***
6. 互いに経済的に依存し合わないですむ	26.6	17.7	*
7. 姓を変える必要がない	81.5	49.3	***
8. 社会保障などの経済面で有利である	3.4	3.0	
9. 別に利点を感じない	5.3	23.3	***

男女の有意差の χ^2 検定 ***p < .001 **p < .01 *p < .05

表 8 非法律の動機別ケース群と共同生活の利点との関連

	近代結婚制度拒否		解放的関係の追求		相手の生き方尊重		制度的阻害要因	
	女性 該 %	男性 非 %	女性 該 %	男性 非 %	男性 該 %	女性 非 %	女性 該 %	男性 非 %
1. 嫌になれば、いつでも関係を解消できる	18.7 10.3	11.8 7.7	***	***	21.7 14.7	10.0 10.8	**	**
2. ふたりの関係を大切に育てることができる	**	66.4 46.2	***	63.2 39.1	65.8 60.1	67.2 46.7	**	62.5 49.3
3. 一夫一婦婚主義の規範にとらわれず、相手から性的に拘束されない	15.8 6.4	15.3 4.5	**	23.7 10.3	***	20.7 7.0	**	**
4. 世間の「夫」や「妻」の役割期待にとらわれずにすむ	***	60.6 37.2	***	50.7 25.0	65.8 51.4	58.6 32.2	***	50.0 35.8
5. もっとも自分らしい生き方ができる	***	66.4 42.3	***	49.3 27.6	65.8 58.8	44.8 36.4	66.3 59.3	41.1 32.3
6. 経済的に依存し合わないで済む	**	31.1 12.8	*	23.6 12.2	28.9 25.9	37.9 12.8	***	32.5 24.8
7. 姓を変える必要がない	83.4 75.6	63.9 35.9	***	81.6 81.5	55.2 47.9	81.9 83.9	48.4 54.8	61.1 84.1
8. 社会保障などの経済面で有利である	3.7 2.6	3.5 2.6	***	5.3 2.9	6.9 2.1	2.4 4.1	3.2 3.2	13.9 2.1
9. 別に利点を感じない	4.4 9.0	11.6 34.6	***	3.9 5.8	15.5 25.2	7.2 4.1	22.6 24.7	11.1 4.6

該当ケース群と非該当ケース群との有異差 χ^2 検定 ***p < .001 **p < .01 *p < .05

〈制度的阻害要因〉では、該当ケース群の方が男女ともに「経済面で有利」「いつでも関係を解消」に利点を感じている人が多く、さらに男性の該当ケース群では「性的に拘束されない」「経済的に依存しないですむ」に利点をみいだす人が多い。一方、女性の該当ケースでは非該当ケースに比べて、「姓を変える必要がない」に利点を感じている人は少ない。

5 仮説の考察と今後の課題

個人属性と非法律婚の選択動機内容との相関関連をみると、年齢、同居年数、職業、収入などの項目では有為な相関関係はみられなかったが、学歴では〈制度的阻害要因〉の該当ケース群で学歴が幾分低く有異差があった。子どもと法律婚経験の項目では〈近代的婚姻制度拒否〉の男性該当ケースで法律婚経験者は少なく、婚外子が多く、婚内子は少なかった。逆に女性該当ケースでは〈近代的婚姻制度拒否〉以外の動機の場合に婚外子が多く、また〈制度的阻害要因〉の女性該当ケースでは婚内子が特に多くみられた。運動団体では、〈近代的婚姻制度拒否〉の男性該当ケースで参加者が多く、有異差が明確に読み取れた。したがって、仮説 a の「非法律婚のライフスタイルの選択動機の内容は個人の属性と関連している」は、一部において証明された。

個人の価値観と非法律婚の選択動機内容との関連では、〈近代的婚姻制度拒否〉の男性該当ケースでは特に男女平等志向が強く、また〈解放的關係追求〉の該当ケース群では男女ともに「個別スケジュールの優先」や「個人の意見の優先」の志向が強く、仮説 b の「個人の価値観は、非婚ライフスタイルの選択動機の内容に影響する」は〈近代的婚姻制度拒否〉〈解放的關係追求〉において実証された。

非法律婚の選択動機内容と役割分担の関連では、〈制度的阻害要因〉の該当ケースの方が非該当ケースに比べて女性の負担が多く、 χ^2 の検定でも有意差がでている。〈近代的婚姻制度拒否〉では逆に該当ケース群では非該当ケースに比べ男性の負担の方が多いが、 χ^2 の検定では有意差が確認できなかった。したがって、仮説 c の「非法律婚ライフスタイルの選択動機の内容は、非法律婚ライフスタイルの実態に影響する」については、部分的に証明された。

非法律婚の選択動機内容と現在のライフスタイルとの関連では、〈近代的婚姻制度拒否〉〈解放的關係追求〉では男女ともに該当ケース群で多くの項目で利点をあげる人が多く、〈制度的阻害要因〉の該当ケース群では男女ともに「関係の解消」「経済的に有利」に利点をあげる人が多い。〈相手の生き方尊重〉以外は非法律婚の動機の違いによって非法律婚生活のどこに利点をみだしているかが異なっており、仮説 d の「非法律婚ライフスタイルの選択動機の内容は、非法律婚ライフスタイルの実態に影響する」は実証された。

以上のように、4つの仮説は部分的に実証されたが、非法律婚の動機別ケース群のすべてに

ついて相関関係やケース群の特徴が明確に出ているわけではない。その主な原因は、前述したように今回の調査は対象者に偏りがあり、回答者の中で、現代の婚姻制度に批判的で積極的にこのライフスタイルを選択した〈Ⅰ近代的婚姻制度拒否型〉のケースが圧倒的に多くを占め、近代的婚姻制度拒否の項目を選ばなかった〈Ⅳ制度的阻害要因型〉や〈Ⅱ解放的関係の追求型〉のケースは少なく、そのために、回答者を類型に分類して分析を行なうことができなかったことからきていると考えられる。日本全体の非法律婚カップルの実態を把握するには、今後、全国の非法律婚カップルを母集団にした大規模な調査が実施されることが望まれる。

今回は男女別集計をもとにして分析を行なったが、調査ではデータをカップルでとっている。今後、カップル単位の分析を行なうことで、カップルの間で非法律婚の選択動機についてどのような相違あるいは一致があるかを調べ、そのことが現実の生活にどのように影響を与えているのかを分析するつもりである。

また本論文では、非法律婚の選択動機によって個人属性・個人の価値観・生活実態・現在のライフスタイルの評価がなぜ違っているのか、こうした相関関係がみられる背景・理由についてはあえて推論を差し控えた。それについて、今後、個別インタビュー調査を行うことで明らかにしていきたいと考えている。たとえば、本調査では〈近代的婚姻制度拒否〉と運動体の所属とに強い相関関係がみられたが、近代的婚姻制度拒否という態度はこれらの団体に所属することで養われていったのかどうか、その因果の関係についてはわからない。インタビュー調査で非法律婚のライフスタイルをどのようなプロセスで取るようになったかを調べることで、考察していきたい。

注

- 1) 家族ライフスタイル研究会は、代表者の野々山久也（甲南大学教授）、安達正嗣（関西女学院短期大学助教授）、神原文子（愛知県立大学助教授）、指田隆一（四天王寺国際仏教大学助教授）、清水新二（国立精神神経センター精神保健システム開発室室長）、筆者の計6名から構成されている。なお、この調査結果の詳しい内容については、すでに調査協力者への結果報告として作成した『「非婚カップル調査」結果報告書：平成4年・5年度文部省科学研究費補助金研究成果報告書』（家族ライフスタイル研究会、1993年）があるので、それを参照されたい。
- 2) 婚姻届を出さないで共同生活をしている男女を、調査では「非婚カップル」という用語で表現した。この用語に対して、回答者から、『「非婚」と呼ばれることに抵抗を覚える。本人同士は『結婚』している意識をはっきりもっている』『「法律婚＝結婚という考え方を前提にしているように思える。結婚の形態として事実婚を選択したのであり、自分が非婚者とは思っていない』『「事実婚」という呼び名でくられることに違和感がある。『事実上、結婚と同じ』なのでなく、『結婚ではない』のである。『結婚に非ず』という表現さえ、しっくりこない。外からみれば、『非婚』といえるだろうが、内から言うと『婚』の比重はかない軽い』など、『結婚』肯定派と否定派の双方の立場から多くの批判が返ってきた。そこで、本論文では、より中立的な用語として「非法律婚」を使用した。
- 3) 「親の反対」の項目はケース数が少なく、HAYASI3の分析では統計的に無視され、値は得られな

選択動機から見た日本の非法律婚カップル

かった。

- 4) 現在の家族ライフスタイル研究会のメンバーが中心となり、1990年5月に神戸市に住む夫婦家族（妻の年齢25～55歳）を対象に住民台帳をもとにした標本抽出法・質問紙法（質問紙郵送＋留置法）で調査を行ない、684組の夫婦（回収率76.1%）から回答を得た。詳細については、『高度情報化社会における家族のライフスタイルに関する総合研究（平成元年・2年度の文部省の科学研究費補助金研究成果報告書）』（研究代表者 野々山久也、1991年発行）を参照のこと。

1994年4月5日 受理